

教育委員会定例会日程

平成23年5月24日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第19号

平成23年度6月補正予算について（教育総務課、教育指導課、文化財課）

【非公開】

日程第2

議案第20号

平成24年度使用教科用図書採択方針について（教育指導課）

日程第3

議案第21号

小田原市文化財保護委員の委嘱について（文化財課）

5 協議事項

(1) 学校警察連携制度について（資料1 教育指導課）

(2) 小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて
(資料2 スポーツ課)

6 報告事項

(1) 平成23年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
(資料3 教育総務課)

(2) 小田原市教育委員会の事務の補助執行に係る連絡調整会議の設置について
(資料4 教育総務課)

(3) 学校生活における放射能対応について（資料5 保健給食課）

(4) (仮称)おだわら生涯学習大学事業について（資料6 生涯学習課）

(5) 北村透谷碑の移転について（資料7 文化財課）

7 閉 会

議案第19号

平成23年度6月補正予算について

平成23年度6月補正予算について、次のとおり申出するものとする。

平成23年5月24日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

議案第20号

平成24年度使用教科用図書の採択方針について

平成24年度使用教科用図書の採択方針について、議決を求める。

平成23年5月24日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

教科用図書採択方針（案）H23.5.24 提示

小田原市教育委員会

1 平成24年度使用教科書の採択について

- (1) 小学校用教科書・中学校用教科書及び特別支援学校用教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、「教科書目録（平成24年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 小田原市教科用図書採択検討委員会は教科書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。平成24年度使用中学校用教科書については、「中学校用教科書目録（平成24年度使用）」に登載されている教科書から採択する。なお、平成24年度使用小学校用教科書については、平成23年度に採択したものと同一の教科書を採択する。特別支援学級用教科書については、児童生徒の障がいの種類、能力、適正等をかんがみ、最もふさわしい内容のものを採択すること。
- (3) 小田原市教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。

2 教科用図書採択基準

- (1) 文部科学省の「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

議案第 21 号

小田原市文化財保護委員の委嘱について

小田原市文化財保護委員の委嘱について、議決を求める。

平成 23 年 5 月 24 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市文化財保護委員候補者名簿（案）

任 期 平成23年6月1日～平成25年5月31日

氏 名	職 業 等	専 門	新・再
あいざわ まさひこ 相澤 正彦	成城大学文芸学部芸術学科教授	美術(絵画)	再任
いわはし きよみ 岩橋 清美	法政大学経済学部非常勤講師	歴史(近世史)	再任
おかもと たかゆき 岡本 孝之	慶應義塾大学SFC研究所准教授	歴史(考古)	再任
おがさわら きよし 小笠原 清	城郭研究家	城郭	再任
かつやま てるお 勝山 輝男	神奈川県立生命の星・地球博物館 学芸員、企画普及課長	自然科学	再任
きら よしえ 吉良 芳恵	日本女子大学文学部史学科教授	歴史(近代史)	再任
すずき わたる 鈴木 亘	工学博士	建築	再任
とりい かずお 鳥居 和郎	神奈川県立歴史博物館 企画普及課長・専門学芸員	歴史(中世史)	新任
なかむら ひろこ 中村 ひろ子	神奈川県文化財保護審議会委員 元神奈川大学教授	民俗	再任
まつしま よしあき 松島 義章	放送大学大学院客員教授 神奈川県文化財協会常任理事	自然科学	再任

学校と警察との相互連携に係る協定書 (案)

小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と神奈川県警察本部（以下「警察本部」という。）とは、児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携について、次のとおり協定を締結する。

また、協定の運用に当たっては、この協定の目的を逸脱することなく、児童・生徒に対する指導・支援を行う上で、真に相互連携が必要な場合に限り、情報提供するものとする。

(目的)

第1条 この協定は、教育委員会と警察本部が、相互に児童・生徒の個人情報を提供し緊密に連携して児童・生徒支援に活用することにより、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非行集団 暴走族等、継続的に犯罪行為等を繰り返す集団をいう。
- (2) 犯罪行為等 違法行為及び不良行為（飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をいう。）をいう。

(連携機関)

第3条 この協定において、連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育委員会並びに小田原市立の小学校、中学校（以下「学校」という。）
- (2) 警察本部及び神奈川県内に所在する警察署（以下「警察」という。）

(連携の内容)

第4条 連携機関は、一般的な連携はもとより、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、必要に応じて協議を行い、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るものとする。

(情報提供する事案)

第5条 この協定により連携機関が提供する情報は、次の事案に係るものとする。

- (1) 警察から学校へ提供する事案
 - ア 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事案
 - イ 非行集団に関係する児童・生徒の事案
 - ウ 児童・生徒の犯罪行為等のうち他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれのある事案
 - エ 児童・生徒が犯罪行為等を繰り返している事案
 - オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案
- (2) 学校から警察へ提供する事案
 - ア 犯罪行為等に関する事案
 - イ いじめ、児童虐待等に関する事案
 - ウ 非行集団に関する事案
 - エ 薬物等に関する事案
 - オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

(情報提供の内容)

第6条 学校と警察が提供する情報は、次の内容とする。

- (1) 当該事案に係る児童・生徒の氏名及び住所並びに学校からの情報提供については、その他の学籍に関する内容
- (2) 当該事案の概要に関する内容
- (3) 当該事案に係る指導状況に関する内容

(連携の従事者及び方法)

第7条 情報提供の方法は、情報提供事案を取り扱った警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者及び校長又は校長があらかじめ指定する者が口頭又は文書により行うものとする。

(秘密の保持)

第8条 連携機関は、収集した情報について、次の通り取扱うものとする。

- (1) 秘密の保持を徹底する。
- (2) 情報収集した文書の保存期限は1年とし、保存期限を過ぎた文書は確実に廃棄する。
- (3) 収集した情報は、この協定の目的以外の目的に利用し、又は連携機関以外のものに提供してはならない。

(連携機関の責務)

第9条 この協定に係る連携を行うに当たっては、連携機関は次の事項に努めなければならない。

- (1) 提供する情報については、正確を期すること。
- (2) 児童・生徒への対応に当たっては、この協定の目的を踏まえ、教育効果及び健全育成に配慮した適正な措置を講ずること。
- (3) 警察は、収集した情報を犯罪捜査に利用しないこと。また、学校は、収集した情報を児童・生徒に不利益処分を課すために利用しないこと。
- (4) 学校が情報提供をするに当たっては、児童・生徒に対し保護者と連携して十分な指導・支援を積み重ねた上で行うこと。

(検証)

第10条 連携機関は、この協定の運用状況について、毎年度検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(協議)

第11条 この協定を円滑に実施するため、連携機関は必要に応じ、協議を行うことができる。

(施行)

第12条 この協定は、平成 年 月 日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、小田原市教育委員会教育長及び神奈川県警察本部長が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年 月 日

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝 男 印

神奈川県警察
本部長 久我 英 一 印

学校と警察との相互連携に係る実施要領(案)

小田原市教育委員会

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
 - 第2章 情報収集（第5条～第7条）
 - 第3章 情報提供（第8条～第11条）
 - 第4章 責務（第12条・第13条）
 - 第5章 雑則（第14条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定書（以下「協定書」という。）に基づき、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止のための情報提供及び情報収集の円滑な実施について必要な事項を定めるものとする。

（基本的考え方）

第2条 本制度は、教育的配慮のもとに運用されるものであり、警察への情報提供に当たっては、児童・生徒に対し保護者と連携して十分な指導・支援を積み重ねた上で、情報提供するものとする。

2 警察から収集した情報をもって、当該児童・生徒に対して、不利益となる取扱いをすることなく、事案に係る児童・生徒が健全な学校生活を送ることができるよう、保護者や警察との連携のもとで継続的な指導・支援を行うものとする。

（個人情報の保護）

第3条 児童・生徒の個人情報については、小田原市教育委員会は個人情報保護条例の実施機関として、警察は神奈川県個人情報保護条例の実施機関として、個人情報保護の重要性にかんがみ、適正な取扱いを確保するものとする。

（連携の従事者等）

第4条 連携の従事者は、校長又は校長があらかじめ指定する者（以下「校長等」という。）とし、本制度に係る情報の提供及び収集を行う。

2 校長は、管理事務（連絡票の作成、管理、保管及び利用等に関する事務。）を総括する。

3 情報の取扱者は、校長等とする。

第2章 情報収集

（本人・保護者への通知）

第5条 警察から情報を収集した場合は、原則として、校長等は収集した情報の内容を当該生徒本人に、又は、当該児童の法定代理人である保護者に通知するものとする。

（連絡票の保存期間）

第6条 警察から情報を収集した場合は、校長等は「児童・生徒の健全育成を推進する連絡票」（以下「連絡票」という）を原則として1年間（作成日の属する年度の来年度末）保存する。

（教育委員会への報告）

第7条 警察から情報を収集した場合は、校長等は、「連絡票」の写しにより、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第3章 情報提供

(情報提供)

第8条 協定書第5条第2号に規定する事案のうち警察へ情報を提供することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 警察の有する専門的知識や手法が立ち直りのための支援又は指導に効果があると見込まれる場合
- (2) 児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼすおそれのある場合

(本人・保護者への通知)

第9条 警察へ情報を提供する場合は、原則として、校長等は提供する情報の内容を当該児童生徒本人に、又は、当該児童・生徒の法定代理人である保護者に通知するものとする。

(「連絡票」の作成及び保存期間)

第10条 警察へ情報を提供する場合は、校長等は「連絡票」を作成し、警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者に手渡しする。

2 児童生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合に口頭で情報を提供した場合は、あらためて校長等は「連絡票」を作成し、警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者に手渡しする。

3 「連絡票」の保存期間は原則として1年間（作成日の属する年度の来年度末）とし、その後、確実に廃棄するものとする。

(教育委員会への報告・承認)

第11条 校長等は、警察へ情報を提供する場合は、「連絡票」を作成し、事前に教育委員会に提出して承認を得なければならない。ただし、児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつ、やむを得ない場合には、この限りではない。

2 教育委員会は、情報提供の是非及び提供する内容について検討し、校長等に対して必要な指導及び助言を行うものとする。

3 第1項ただし書きに規定する場合は、校長等は、情報提供後「連絡票」の写しにより、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第4章 責務

(校長の責務)

第12条 校長は、教職員にこの要領の趣旨を周知し、教職員が協力して適切に運用できる体制を確立するとともに、児童・生徒及び保護者にこの要領の趣旨を周知し、保護者の十分な理解、協力を求めるものとする。

(教育委員会の責務)

第13条 教育委員会は、児童・生徒の情報の取扱いについて、この要領の趣旨を逸脱することなく、各事項が遵守されるように努めるとともに、校長等に対しては、必要な指導及び助言を行うものとする。

第5章 雑則

(実施細目)

第14条 この要領の実施に当たり必要な事項は、教育長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から実施する。

<参考>神奈川県教育委員会による「学校警察連携制度Q & A」

システムに関するQ&A

質問

「学校警察連携制度」の対象となる児童・生徒は、誰ですか。

回答

対象は県内の県立学校(高等学校、中等教育学校、特別支援学校)に在籍する児童・生徒が対象となります。

質問

どんなときに学校から警察に情報提供するのですか。

回答

違法行為を繰り返している事案や犯罪の被害に遭うおそれがある事案について、警察と連携することで効果がある場合に情報提供を行い、非行の悪化や被害の発生を未然に防ぎます。



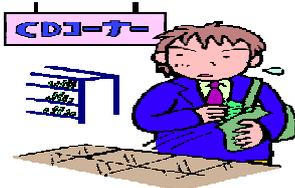
- ・器物損壊などの違法行為を繰り返している事案
- ・ストーカー被害などの犯罪被害に遭うおそれがある事案

質問

どんなときに警察から学校に情報提供するのですか。

回答

違法行為を繰り返している事案や逮捕された事案について情報提供することで、早い段階での立ち直りや学校復帰に向けた、より効果的な指導を行います。



- ・万引きや恐喝などの違法行為を繰り返している事案
- ・逮捕又は身柄通告された事案

質問

本人に通知されるのですか。

回答

学校が警察に情報提供した場合や警察から学校に情報提供があった場合には、本人に対して、その旨を通知します。

質問

警察ではどのような支援をするのですか。

回答

警察署の少年担当者は、地元の非行集団からの離脱や悪影響を及ぼす成人からの引き離しなど、再非行の防止に向けた取組みを行います。また、少年相談・保護センターの少年相談員は専門的知識によるカウンセリングなど、本人や保護者に対する相談活動を行います。

質問

この制度の情報提供は逮捕や懲戒処分を目的としたものなのですか。

回答

学校警察連携制度は、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図るもので、学校における懲戒処分や警察における逮捕などを目的としたものではありません。

小田原市スポーツ振興審議会委員 候補者名簿

選出区分	学識経験者
氏名	くぼてら きよこ 久保寺 清子
住所	小田原市小船
生年月日	昭和30年
委嘱期間	平成24年8月31日まで
備考	市立下中小学校長

〔前任者〕

選出区分	学識経験者
氏名	かとう ようこ 加藤 陽子

選出区分	学識経験者
氏名	あべ こうえい 阿部 幸栄
住所	座間市立野台
生年月日	昭和30年
委嘱期間	平成24年8月31日まで
備考	県立山北高等学校長

〔前任者〕

選出区分	学識経験者
氏名	たかはし さとる 高橋 悟

小田原市スポーツ振興審議会委員名簿

任期:平成22年9月1日～平成24年8月31日

区分	選出区分	氏名	役職名等	備考
スポーツに関する学識経験のある者	小学校長会	くぼてら きよこ 久保寺 清子	市立下中小学校長	平成23年 4月1日～
	中学校長会	たち けいじ 城 啓二	市立城北中学校校長	
	高校校長会	あべ こうえい 阿部 幸栄	県立山北高等学校長	平成23年 4月1日～
	(財)市体育協会	えじま ひろし 江島 紘	(財)小田原市体育協会副会長	
	(財)市体育協会	すずき ただあき 鈴木 忠昭	(財)小田原市体育協会理事	
	(財)市体育協会	とみさわ とおる 冨澤 透	(財)小田原市体育協会広報部会員	
	市体育指導委員協議会	けんもつ あきら 釘持 明	小田原市体育指導委員協議会長	
	小田原医師会	えんどう いくお 遠藤 郁夫	(社)小田原医師会スポーツ医部会長 浜町小児科医院	
	学識経験者	あらき みなこ 荒木 美那子	小田原女子短期大学教授	
	学識経験者	すずき ひでお 鈴木 秀雄	関東学院大学教授	
	学識経験者	ひいらぎゆきのぶ 椋 幸伸	国際医療福祉大学准教授	
	学識経験者	かわむかい たえこ 川向 妙子	東海大学教授	
	学識経験者	おざわ よしのぶ 小澤 芳信	小田原市老人クラブ連合会副会長	
学識経験者	しまだ ふみこ 島田 文子	小田原市子ども会連絡協議会副会長		
関係行政機関の職員		しげもと ひでお 重本 英生	県立体育センター事業部指導研究課長	

平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和36年法律第162号)第27条の規定に基づき、小田原市教育委員会が行う教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を実施する。

この点検及び評価は、事務事業の実施状況の検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくことを目的とする。また、点検及び評価の結果を議会に報告し、及び公表することにより、市民への説明責任を果たしていくものとする。

2 対 象

点検及び評価の対象は、平成22年度に行った主要な事務事業の管理及び執行の状況とする。

3 手 法

点検及び評価は、次の手法により実施するものとする。

- ① 平成22年度に行った主要な事務事業について、教育行政に関する事務事業計画を踏まえて、類型化し、項目立てを行う。
- ② 事務事業の項目ごとに、それを構成する主要な取り組み及び重点的な取り組みの実施状況の点検をする。
- ③ 各取り組みの実施状況を点検した上で、事務事業の項目の評価を行う。

4 手続き

点検及び評価の手続きは、次によるものとする。

- ① 点検及び評価案を教育委員会事務局において作成する。
- ② 教育委員会定例会において、点検及び評価案を協議する。
- ③ 点検及び評価案について、学識経験者からの意見を得る。
- ④ 教育委員と学識経験者との意見交換を行うとともに、点検及び評価案について教育委員からの意見を得る。
- ④ 教育委員会定例会において、点検及び評価案を審議、議決する。
- ⑤ 点検及び評価の結果を小田原市議会に報告し、及び公表する。

根拠法令条文概略

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○小田原市教育委員会の事務の補助執行に係る連絡調整会議設置要綱

(平成23年4月1日)

小田原市教育委員会の事務の補助執行に係る連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 小田原市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるにあたり、その連携を円滑に行うため、小田原市教育委員会の事務の補助執行に係る連絡調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には教育部長を、副会長には文化部長及び子ども青少年部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 文化部副部長
- (2) 子ども青少年部副部長
- (3) 教育部副部長

(会議)

第3条 調整会議は、毎月、会長がこれを招集する。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において行う。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成 23 年 5 月 17 日

各 小・中学校長及び幼稚園長 様

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

文部科学省における「放射能を正しく理解するために」の送付について

標記の件につきまして、神奈川県教育委員会広報情報課より、平成 23 年 4 月 20 日文部科学省において「平成 23 年度東日本大震災に係る都道府県・指定都市教育長会議」が開催され、鈴木寛文部科学副大臣から文部科学省としての震災対応等について説明があり、教員向けの資料として「放射能を正しく理解するために」を作成しましたので、活用してほしい旨の通知がありました。

つきましては、「放射能を正しく理解するために」と参考資料として「保護者の皆様へ」を送付しますので、よろしくお取り扱いくださいますようお願いいたします。

また、神奈川県教育委員会広報情報課より、本市のホームページから文部科学省の資料掲載ページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/index.htm) にリンクできるよう依頼がありましたので、リンク先を追加します。

保健給食課 保健係 今井

TEL 33-1691

教育指導課 学事係 川瀬

TEL 33-1682



事務連絡
平成23年4月28日

各市町村教育委員会 御中

神奈川県教育委員会
広報情報課

文部科学省における「放射能を正しく理解するために」について

このことについて、平成23年4月20日文部科学省において「平成23年度東日本大震災に係る都道府県・指定都市教育長会議」が開催され、鈴木寛文部科学副大臣から文部科学省としての震災対策等について説明がありました。

その中で、特に放射線、放射能について基本的なこと、やや詳細なことを教職員向けに資料として「放射能を正しく理解するために」を作成したので、これを活用し、学校現場で理解を深めていただきたいと思いますとお願いがありました。

各市町村教育委員会におかれましては、文部科学省の掲載ページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/index.htm) からダウンロードしてご活用ください。

また、各市町村教育委員会ホームページへ文部科学省の資料掲載ページにリンクできるよう項目を作成し、所管する学校に対して周知くださるようお願いいたします。

県教育委員会ホームページでは、「文部科学省（東日本大震災関連情報）」という項目で文部科学省の資料掲載ページにリンクできるよう作成しております。 (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6556/>)

問い合わせ先
広報グループ 三羽
TEL 045-210-8078

放射能を正しく理解するために

教育現場の皆様へ

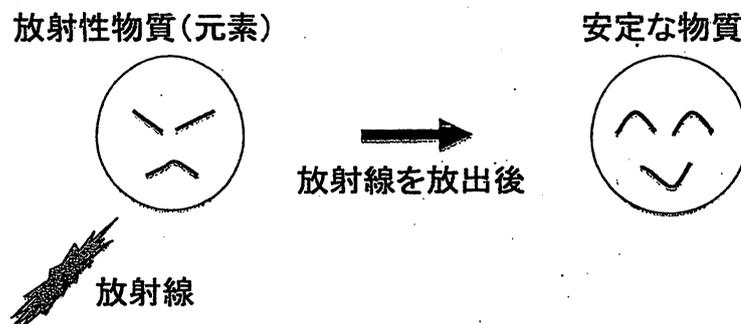
文部科学省

平成23年4月20日

*本資料は日本小児心身医学会のご指導・ご協力を得て作成しています。

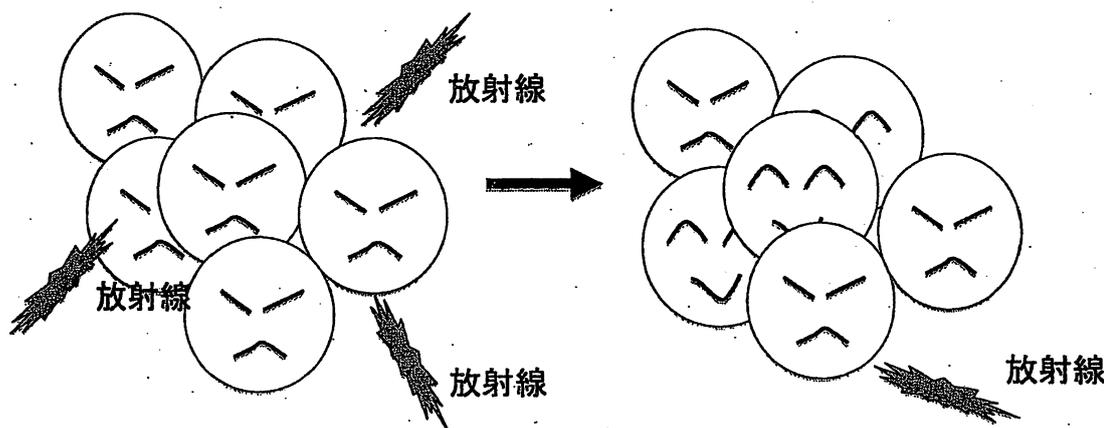
放射性物質(ほうしゃせいぶっしつ)とは？

- 「放射性物質」というのは“安定していない”状態の物質です。このため、より安定な物質に変化しようとしています。放射性物質が安定な物質に変化する際にエネルギーを放出します。これが“放射線”です。
- 安定な物質になると、これ以上放射線は出しません。



放射能(ほうしゃのう)とは？

- 「放射能」とは、“放射線の出す能力”のことを指します。1秒間に放射性物質が安定な物質に変化する数を「ベクレル」と呼び、放射能の単位として使われます。
- 放射性物質は安定な物質に変化するので、放射能は時間が経つとともにどんどん弱くなっていきます。
- 例えばヨウ素131は放射能が半分になる時間(“半減期”と言います)が8日です。セシウム137は30年です。テレビ等で話題となるこれらの放射性物質は、原子力発電所から飛散しています。



“自然放射線”

食物や大気には、普段から放射性物質(カリウム40やラドンなど)が混ざっています。私たちはその他にも、宇宙や大地から放射線を受けています。これらを“自然放射線”と呼びます。

医療でレントゲン写真を撮影したり、海外旅行で飛行機に乗ったりすることでも、放射線を受けています。これまであまり意識されて来なかっただけで、放射線は、実は大変身近なものなのです。

“放射線から身を守る”という立場で、必要のない放射線をできるだけ受けないようにすることは、大切です。しかし、過剰な対策は、生活に支障をきたしたり、偏見を産み出したりすることにもつながります。何事もバランスが大切です。

放射線と「被ばく」の基礎

- 放射線を受けることを“被ばく”と呼びます。被ばくには、「外部被ばく」と「内部被ばく」があります。どちらも人体に及ぼす影響は同じです。
- 「外部被ばく」は衣服や皮膚に放射性物質が付着することで生じます。これは、花粉症対策と同じようにして、放射線の影響を減らせます。
- 放射性物質を体内に取り込んでしまうことを「内部被ばく」といい、そうすると、放射性物質を洗い流したりできないので、注意が必要です。
- ただし、放射性物質をいったん体内に取り込んででも、排泄時に体外に排出されたり、自然に放射能が弱まったりすることで、放射線の影響は弱まっています。

学校生活における留意点(その1)

- ・国際放射線防護委員会(ICRP)は、3月21日に「今回のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベルとして、1~20ミリシーベルト/年の範囲で考えることも可能」とする声明を出しています。
- ・学校生活においては、1~20ミリシーベルト(=1,000~20,000マイクロシーベルト)を暫定的な目安とし、今後できる限り、受ける線量を減らしていくことが適切です。
- ・1年間で蓄積される放射線量が20ミリシーベルト(=20,000マイクロシーベルト)を超えないようにすることとしました。
- ・これは、1日あたり平均55マイクロシーベルト以下、1時間あたり平均2.2マイクロシーベルト以下であることに対応します。
- ・また、1日の生活を、原子力安全委員会が示した考え方にに基づき、8時間の屋外、16時間の屋内活動とすると、毎時3.8マイクロシーベルトとなります。

学校生活における留意点(その2)

● 毎時3.8マイクロシーベルト以上の区域

- 水たまりや、砂場、草木、建物の屋根など、万が一ですが、放射性物質がたまっている場所があるかもしれません。そうしたところを触った手で食べ物を口にすれば、放射性物質が体内に入るおそれもあります。お子さんには、念のため、手洗いやうがいなどを十分意識させてください。
- 放射線量に応じて、校庭や外で遊ぶ時間を制限してください。
- 具体的な学校生活での過ごし方や屋外での活動の仕方については、国の情報や教育委員会の指示などを踏まえて対応して下さい。

学校生活における留意点(その3)

● 毎時3.8マイクロシーベルト未満の区域

- 普通に生活して支障はありません。
- ・ 毎時2.2マイクロシーベルト以上3.8マイクロシーベルト未満の区域
(一日平均8時間程度の屋外活動であれば、1年間の積算で20ミリシーベルト(=20,000マイクロシーベルト)以下となります。これまで通り、普通に生活しても支障はありません。)
- ・ 毎時2.2マイクロシーベルト未満の区域
(一日24時間屋外で過ごしたとしても、1年間の積算で20ミリシーベルト(=20,000マイクロシーベルト)以下となります。これまで通り、普通に生活しても支障はありません。)

放射線、放射能は感染しません

- 私たちが放射線を受けたからといって、私たちの体から放射線が出てくることはありません。(例えば、レントゲン写真を撮った後、私たちの体から放射線は出てきません。)
- 放射性物質が付着したり、体内に取り込まれたりしても、その周りにいる人に影響を与えるほどの放射線は発しません。(医療用で用いられるPET薬剤や治療内服薬は、桁違いに強力な放射性物質を患者の体内に取り込みます。それでも患者の周りの人に影響を与えることはありません)
- 3月17日以降、放射性物質の大量放出はありません。したがって、その時に放射性物質が体や服に付着していたとしても、すでに取り除かれています。口などから体内に入っていた場合でも、体外に排出されています。
- 避難された方々から、放射線、放射能が感染するということはありません。親や子供たちへの教育を徹底するとともに、避難された方々へのケアも大切です。

確率的影響と確定的影響(その1)

- 放射線が身体に与える影響には、「確率的影響」と「確定的影響」があります。
- 「確率的影響」は、“発がん”と“遺伝的影響”のことで、それ以外のすべての影響は、「確定的影響」です。
- 「確定的影響」には、ある線量以下では症状が全く現れない“しきい値(閾値)”があります。例えば、白血球の一時的な減少は、250ミリシーベルトというしきい値を超えた場合に見られます。
- ただし、数年で250ミリシーベルト(=250,000マイクロシーベルト)となるような弱い放射線では影響は生じません。したがって、避難区域外における放射線の強さで、「確定的影響」によって身体的な影響が生じることは、考えられません。

確率的影響と確定的影響(その2)

- 「確率的影響」のうち「遺伝的影響」は、これまで人間(広島、長崎の原爆被爆者や核実験被爆者、チェルノブイリなどの原発被ばく者を含む)で見られたことはありません。
- 「発がん」の確率は、弱い放射線の場合、積算100ミリシーベルト(=100,000マイクロシーベルト)で約0.5%程度上昇すると見積もられています。今回、原発事故で考えられる唯一の身体の影響は、「発がん」です。
- 原発付近に滞在する住民の方におかれても、積算で100ミリシーベルト(=100,000マイクロシーベルト)を被ばくすることは、今の状況では、考えられません。積算で100ミリシーベルト(=100,000マイクロシーベルト)以下では、他の要因による「発がん」の確率の方が高くなっていくこともあり、放射線によるはっきりとした「発がん」の確率上昇は認められていません。
- しかし、「発がん」が起こる確率は、低い量の被ばくであっても被ばくした放射線の量に応じて増加すると考えて、必要のない放射線をできるだけ浴びないようにするという考え方は、大切です。

チェルノブイリ原発事故による影響

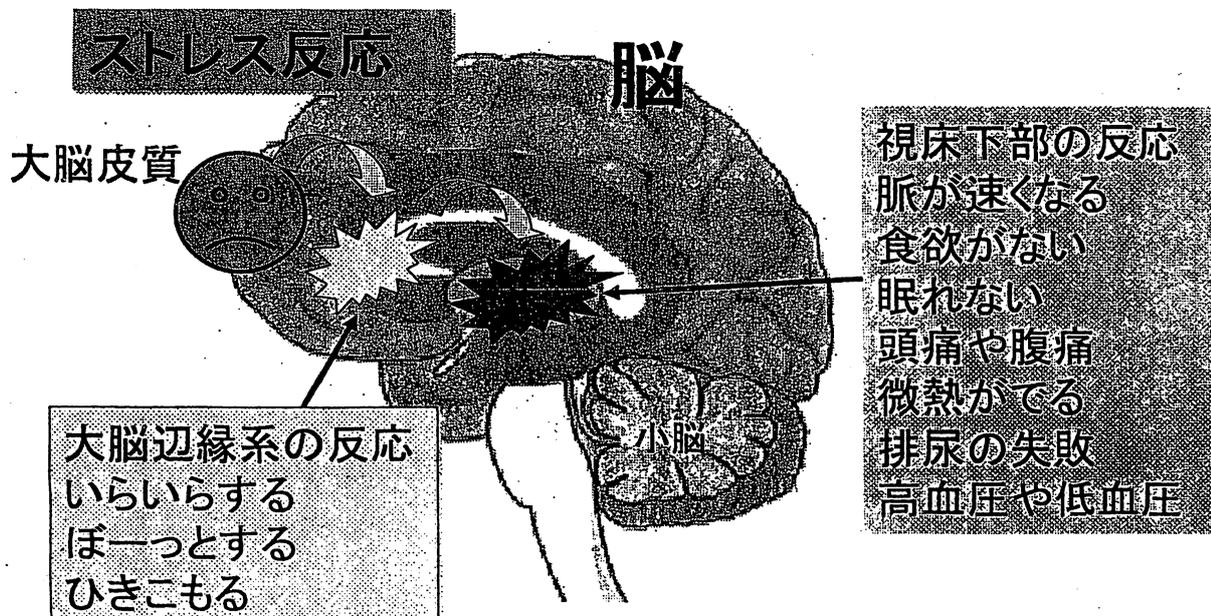
- チェルノブイリ原発事故では、多量のヨウ素131が数百キロに及ぶ範囲に飛散しました。そこに住む子供たちが、高濃度(日本の規制値の17-450倍以上)のヨウ素131を含む牛乳を摂取し、小児甲状腺がんが増加しました。
- ベラルーシでは、事故前の11年間で7名であった小児甲状腺がんが、チェルノブイリ原発事故の後16年間で、18歳以下の子について2,010名もの方が甲状腺がんになったことがわかりました。
- チェルノブイリ原発事故において、早期の段階で放射性ヨウ素の摂取制限が取られていれば、甲状腺がんの発生率を低く抑えられたと考えられます。
- 今回の福島第一原発事故では、乳製品に対して早期に規制が行なわれました。環境放射線の量も、避難区域外で、積算で20ミリシーベルト(=20,000マイクロシーベルト)を超えた地域はありません。
- したがって、今後大量の放射性物質の飛散が抑えられていけば、今回の事故による甲状腺がんの発生はほとんどないと考えられます。
- なお、チェルノブイリ原発事故では、小児甲状腺がん以外のがんの増加は認められていません。
- 放射線の影響そのものよりも、「放射線を受けた」という不安を抱き続ける心理的ストレスの影響の方が大きいと言われています。

普通の生活で、こころの安心を取り戻し、 子どもの成長を支援しましょう

- 災害時の子どものこころのケアとしては、日々の普通の生活を送って、教職員、保護者、友人などとの人間関係で安心感を持つてることが基本です。
- そうした全般的な配慮により大部分の子どものこころは安定に向かいます。
- 保護者のふさぎこんだ気分や不安は、子どものこころの不安定さにつながります。放射能問題については保護者が正確な知識を持ち、必要以上に心配しすぎないことが重要です。
- いじめや心的外傷後ストレス障害(PTSD)などは災害時の子どものこころのケアの一部ですが、個別の対応が必要な場合には病院など専門の窓口にご相談しましょう。

心配事やストレスは心身の不調を起こします

いやなことがあったり、頭(大脳皮質)で心配なことを考え過ぎると、その命令が脳の奥の部分(大脳辺縁系や視床下部)に伝えられ、様々な心身の不調を起こします。これをストレス反応といい、誰にでも起こります。



心とからだはつながっています

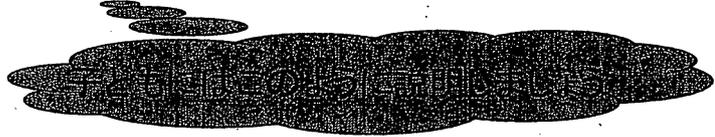


楽しいことやうれしいことがあると、心が軽くなって、ごはんもおいしく、夜もよく眠れますね

逆に、いやなことや心配なことがあると、胸のあたりが重くなって、ソワソワして、心が暗くなります。ごはんもおいしくなく、夜が眠れない、頭やおなか痛くなったり、からだのだるくなりますね



これは心とからだがつながっているからです



もっと強いストレスでは

とてもこわい目にあったり、自分ではどうにもできなかったという体験は、こころの傷として薄れていきにくくなる場合があります(トラウマ)

この場合、通常の生活で起こるストレス反応よりも症状の程度が強くなりますが、トラウマに対する反応としては一般的です。
からだの症状では、

いつまでもこわい夢を見て眠れない、朝が起きられない
息苦しい、吐き気、食欲低下、腹痛、頭痛、排尿の失敗がなかなか治らない

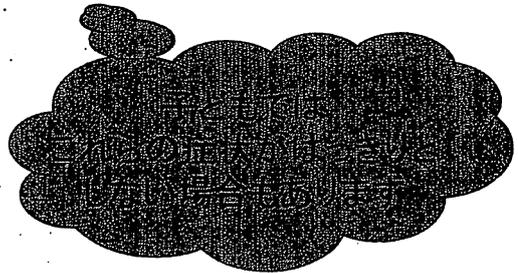
行動面では、

ちょっとしたことでこわがる、イライラ、怒りっぽい、多動、多弁、あるいは、無表情、しゃべらない、赤ちゃん返り、一人でいられない、などがいつまでも続く

心的外傷後ストレス障害(PTSD)とは

トラウマの中でも、地震や津波の被害のように生命が危険にさらされるような強い恐怖を経験をしたり目撃した場合で、以下の3つの症状が1か月以上続きます。

1. トラウマ体験が自分の意思と無関係にくり返し思い出される(フラッシュバック)、夢を見る
2. トラウマ体験に関する思考や会話を避けようとしたり、忘れている
3. 不眠、イライラ、興奮状態が続く



放射能のことを必要以上に心配しすぎてしまうと
かえって心身の不調を起こします

- 放射能のことをいつもいつも考えていると、その考えがストレスとなって、不安症状や心身の不調を起こします。地震や津波を体験した人はなおさらです。
- もし保護者が過剰に心配すると、子どもにも不安が伝わって、子どもの心身が不安定になります。

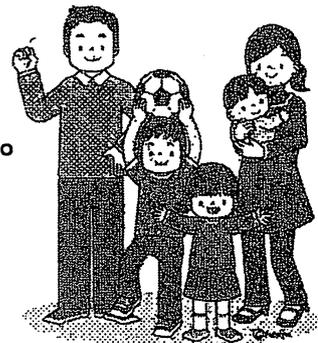
だから

- 不確かな情報や、人の噂などの風評に惑わされず、学校から正しい知識と情報をもらって、毎日、明るく、楽しく、仲良く、安心した生活を送ることが心身の病気を防ぐ一番よい方法です。

からだと心を守るために 正しい知識で不安を解消！

まとめ

- 放射能は伝染しませんが、不安な気持ちは伝わります。
- ストレス反応を少なくするためには、子どもが安全な日常生活をおくり、身近な人との親密なつながりを実感でき、安心感を取り戻すことです。
- 学校では、友達と楽しく、お互いにいたわりあって、安心して過ごせることを優先します。
- 地震や津波や放射能に関連した事柄を、不必要に思い出させたり、過剰に心配しない、させないことが大切です。



もし、ストレス症状のために日常生活に支障が出たら早めに病院など専門の窓口に相談をしましょう。

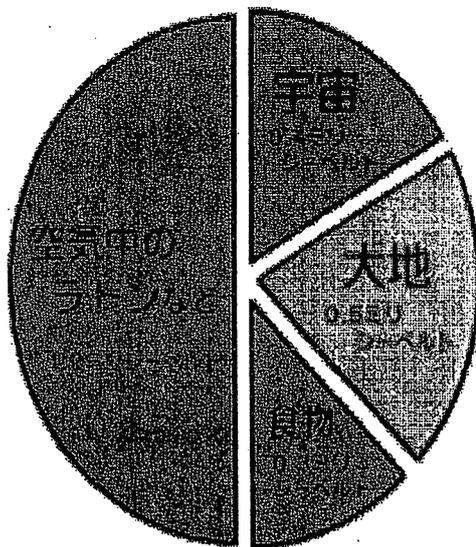
参 考

シーベルトとは

- 人の体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位です。
- 1シーベルト(Sv) = 1000ミリシーベルト(mSv)
1ミリシーベルト(mSv) = 1000マイクロシーベルト(μ Sv)

(出典: 原子力防災基礎用語集((財)原子力安全技術センター))

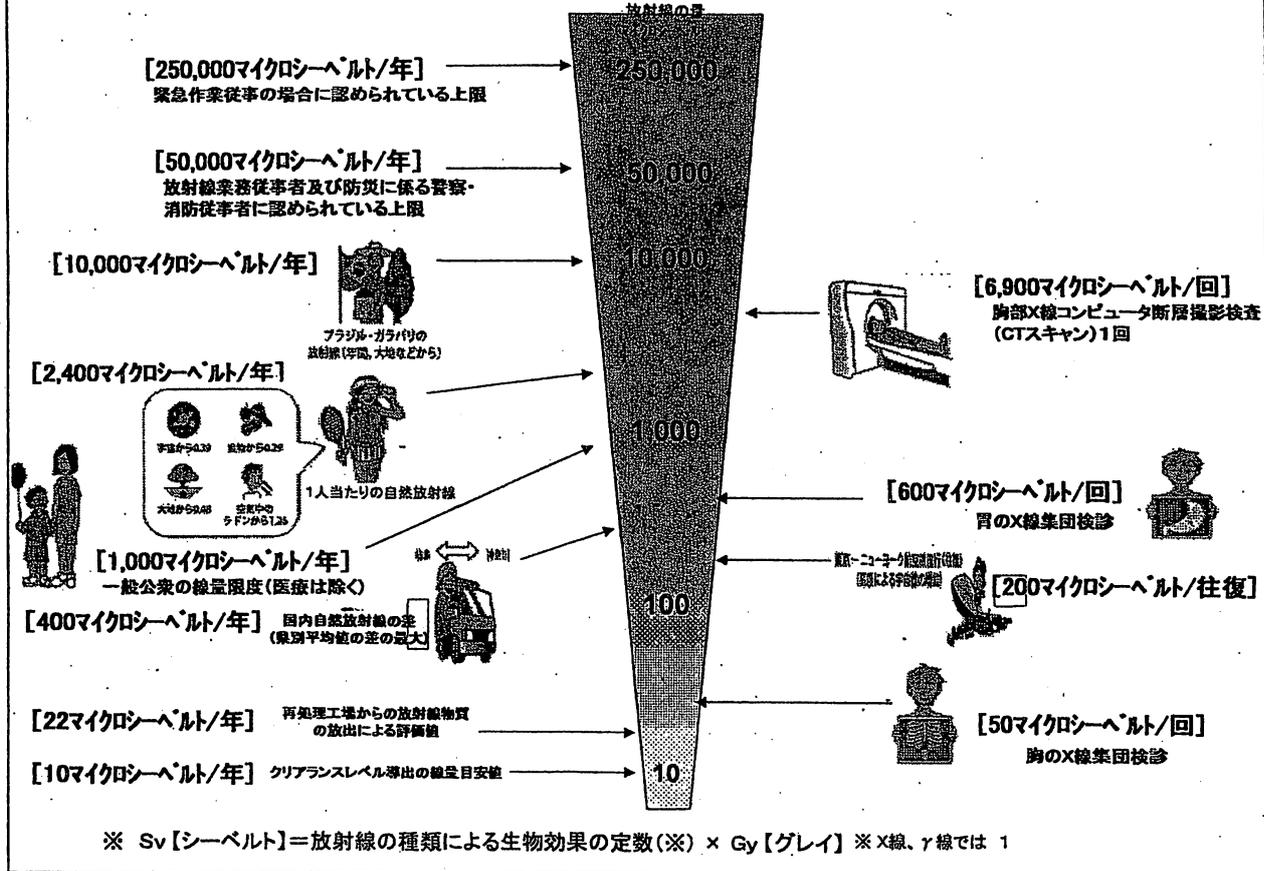
身の回りの放射線



放射線はいろんなところから発しています。私たちは、その放射線を普段から浴びています。それを“自然被ばく”と呼んでいます。

自然被ばく: 年間 2.4ミリシーベルト(世界平均)
(=2,400マイクロシーベルト)

<< 日常生活と放射線 >>



資源エネルギー庁「原子力2002」をもとに文部科学省において作成

以下は保護者向け資料です

保護者の皆様へ

—放射線で気をつけたいこと—

文部科学省
平成23年4月20日

* 本資料は日本小児心身医学会のご指導・ご協力を得て作成しています。

1. 原発と放射線、いまの状況

- 福島第一原発から大気中に出る放射性物質の量は、3月17日以降、ずっと減っています。大気中の放射線量は、各地で横ばいか減少中です。
- 高い濃度の放射性物質を含む水の海への漏出は止まりました。低いレベルの放射性物質の海への排出は終了しました。30km沖の海水中の放射性物質の濃度は、原子力施設の排出基準を概ね下回っています。
- 原子炉にある核燃料を冷却する作業が、引き続き行われています。

2. 何に気をつけるか(その1)

- 原発から、風や雨に乗って運ばれてきた放射性物質の「種類と量」が問題です。
- 放射性物質には、すぐに力が弱まるものと、なかなか力が弱くならないものがあります。(半減期の短いものの代表例がヨウ素131(半減期8日)、長いものの代表例がセシウム137(半減期30年)です。)
- いま問題になっているのは、3月15日以降、地面や建物に降り積もった放射性物質です。

3. 何に気をつけるか(その2)

- 3月17日以降、大規模な放射性物質の大気中への放出はありません。それから一か月以上たったので、半減期の短いヨウ素131は既に当初の放射能の5%程度にまで減少しています。
- 気をつけることは、体内に放射性物質をできるだけ取り込まないことです。
- 特に、半減期の長いものへの対策が必要です。地中に入り、30年たっても50%の強さを保つ物質(セシウム137など)です。
- 半減期の長い放射性物質を、体の中にできるだけ取り込まないことがポイントです。土や砂を口に入れない、飲料水以外の川や水たまりの水を口にしないことが大事です。

4. 避難指示がない＝暮らせる場所

- 放射線の量をチェックしましょう。文部科学省や福島県が毎日発表する観測データがあります。大事なものは、積算の放射線量です。
- 放射線による健康への影響が出る恐れのある区域には、すでに避難指示が出されています。
- 避難地域が見直されつつあります。原発からの距離ではなく、それぞれの地域の放射線量にしたがって避難するかどうかを決めます。
- 避難指示が出ていなければ、そこで暮らせるということです。

5. 目安となる放射線の量(その1)

- 国際放射線防護委員会(ICRP)は、3月21日に「今回のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベルとして、1～20ミリシーベルト／年の範囲で考えることも可能」とする声明を出しています。
- 学校生活においては、1～20ミリシーベルト(=1,000～20,000マイクロシーベルト)を暫定的な目安とし、今後できる限り、受ける線量を減らしていくことが適切です。
- 1年間に蓄積される放射線量が、20ミリシーベルト=20,000マイクロシーベルトを超えないようにすることにしました。
- これは、1日あたり平均55マイクロシーベルト以下、1時間あたり平均2.2マイクロシーベルト以下であることに対応します。
- また、1日の生活を、原子力安全委員会が示した考え方に基づき、8時間の屋外、16時間の屋内活動とすると、毎時3.8マイクロシーベルトとなります。

(注) 20,000マイクロシーベルト÷365日≒55マイクロシーベルト/日
55マイクロシーベルト/日÷24時間≒2.2マイクロシーベルト/時

6. 目安となる放射線の量(その2)

- 政府の原子力安全委員会の指針によれば、木造家屋内にいる場合には4割程度に下がります。コンクリート造りの校舎の場合は1割程度に下がります。
- ただし、土埃を吸い込んだり、たまり水を口にしたりした場合の内部被ばくを考えなければなりません。IAEAのシナリオに基づいた試算によると内部被ばくの影響は外部被ばくの3.5%以内とされております。
- なお、水道水や市場で流通している食品は、安全基準を満たしています。

7. 学校と家庭でできる対策

- 避難指示区域外で、特段の指示がなければ、外で遊んでも大丈夫。徒歩通学も可能です。
- 外で遊んだら、手や顔についた土や砂をよく洗い落とすこと。
- 服についたほこりを払い落として、教室や家に入ること。
- 洗髪は通常通り行っていれば安心です。
- 雨が降ったら傘をさす方が安心です。

8. 誤解をなくそう

- 「放射能」が、まるでウイルスのように、ある人から別の人に「うつる」ことはありません。
- 避難指示が出された区域から避難した先で、だれかに「放射能」の影響が出ることはありません。
- まして、避難指示の出していない区域に暮らしていれば、健康被害も、だれかに被害を与えることも、まったく心配はいりません。
- 一部に誤解があるようです。正しい理解が行き届くよう、国も努力します。

子どものこころのケアについて

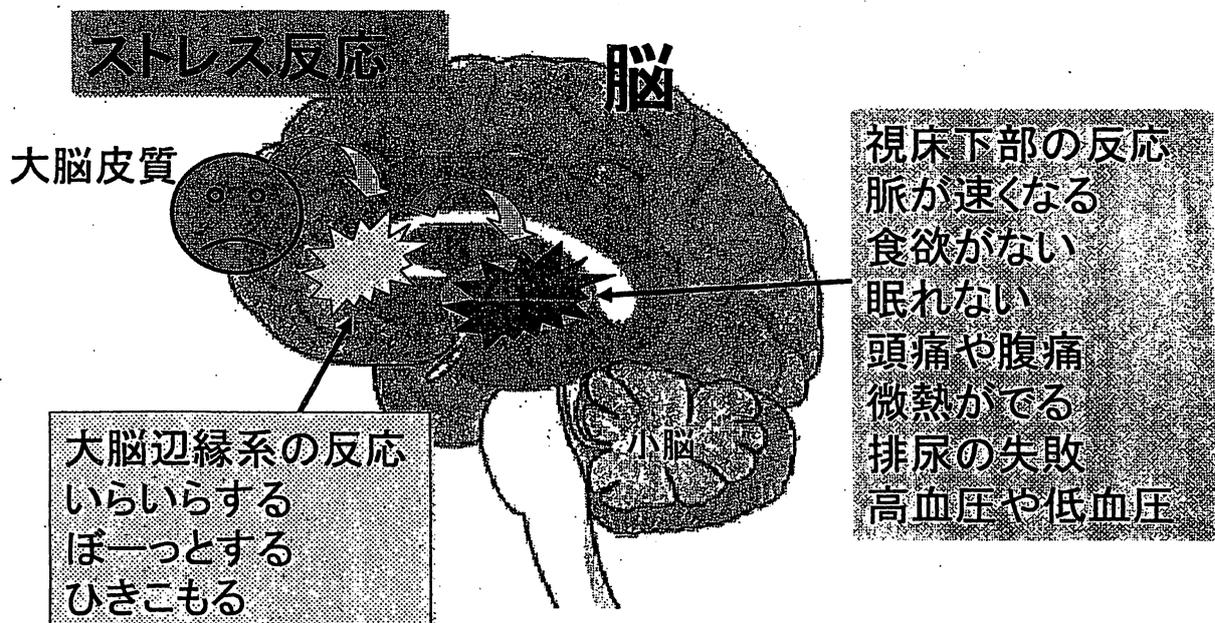
被災地および被災地から子どもを
受け入れている教職員の方々、
保護者の方々へ

普通の生活で、こころの安心を取り戻し、 子どもの成長を支援しましょう

- 災害時の子どものこころのケアとしては、日々の普通の生活を送って、教職員、保護者、友人などとの人間関係で安心感を持つてることが基本です。
- そうした全般的な配慮により大部分の子どものこころは安定に向かいます。
- 保護者のふさぎこんだ気分や不安は、子どものこころの不安定さにつながります。放射能問題については保護者が正確な知識を持ち、必要以上に心配しすぎないことが重要です。
- いじめや心的外傷後ストレス障害(PTSD)などは災害時の子どものこころのケアの一部ですが、個別の対応が必要な場合には病院など専門の窓口にご相談しましょう。

心配事やストレスは心身の不調を起こします

いやなことがあったり、頭(大脳皮質)で心配なことを考え過ぎると、その命令が脳の奥の部分(大脳辺縁系や視床下部)に伝えられ、様々な心身の不調を起こします。これをストレス反応といい、誰にでも起こります。



心とからだはつながっています



楽しいことやうれしいことがあると、心が軽くなって、ごはんもおいしく、夜もよく眠れますね

逆に、いやなことや心配なことがあると、胸のあたりが重くなって、ソワソワして、心が暗くなります。ご飯もおいしくなく、夜が眠れない、頭やおなか痛くなったり、からだがだるくなりますね



これは心とからだがつながっているからです

心とからだはつながっているから

もっと強いストレスでは

とてもこわい目にあったり、自分ではどうにもできなかったという体験は、こころの傷として薄れていきにくくなる場合があります(トラウマ)

この場合、通常的生活で起こるストレス反応よりも症状の程度が強くなりますが、トラウマに対する反応としては一般的です。

からだの症状では、

いつまでもこわい夢を見て眠れない、朝が起きられない
息苦しい、吐き気、食欲低下、腹痛、頭痛、排尿の失敗がなかなか治らない

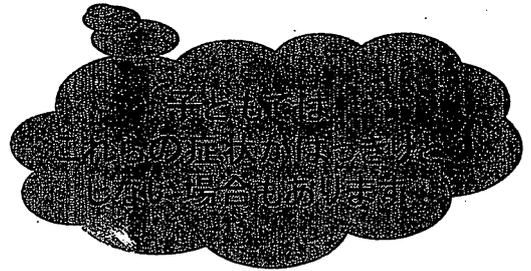
行動面では、

ちょっとしたことでこわがる、イライラ、怒りっぽい、多動、多弁、あるいは、無表情、しゃべらない、赤ちゃん返り、一人でいられない、などがいつまでも続く

心的外傷後ストレス障害(PTSD)とは

トラウマの中でも、地震や津波の被害のように生命が危険にさらされるような強い恐怖を経験をしたり目撃した場合で、以下の3つの症状が1か月以上続きます。

1. トラウマ体験が自分の意思と無関係にくり返し思い出される(フラッシュバック)、夢を見る
2. トラウマ体験に関する思考や会話を避けようとしたり、忘れている
3. 不眠、イライラ、興奮状態が続く



放射能のことを必要以上に心配しすぎてしまうと かえって心身の不調を起こします

- 放射能のことをいつもいつも考えていると、その考えがストレスとなって、不安症状や心身の不調を起こします。地震や津波を体験した人はなおさらです。
- もし保護者が過剰に心配すると、子どもにも不安が伝わって、子どもの心身が不安定になります。

だから

- 不確かな情報や、人の噂などの風評に惑わされず、学校から正しい知識と情報をもらって、毎日、明るく、楽しく、仲良く、安心した生活を送ることが心身の病気を防ぐ一番よい方法です。

からだと心を守るために
正しい知識で不安を解消！

まとめ

- 放射能は伝染しませんが、不安な気持ちは伝わります。
- ストレス反応を少なくするためには、子どもが安全な日常生活をおくり、身近な人との親密なつながりを実感でき、安心感を取り戻すことです。
- 学校では、友達と楽しく、お互いにいたわりあって、安心して過ごせることを優先します。
- 地震や津波や放射能に関連した事柄を、不必要に思い出させたり、過剰に心配しない、させないことが大切です。



もし、ストレス症状のために日常生活に支障が出たら早
めに病院など専門の窓口にご相談をしましょう。

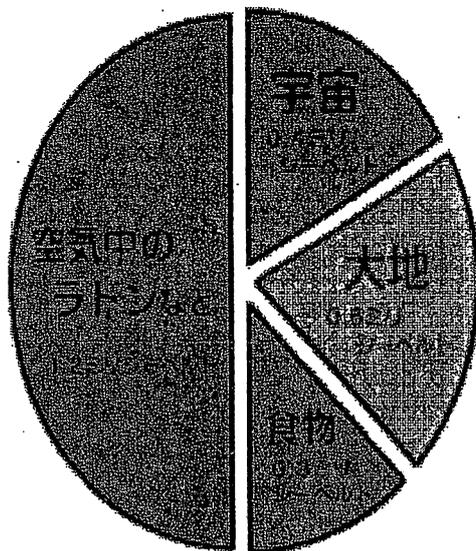
参 考

シーベルトとは

- 人の体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位です。
- 1シーベルト(Sv) = 1000ミリシーベルト(mSv)
1ミリシーベルト(mSv) = 1000マイクロシーベルト(μ Sv)

(出典:原子力防災基礎用語集((財)原子力安全技術センター))

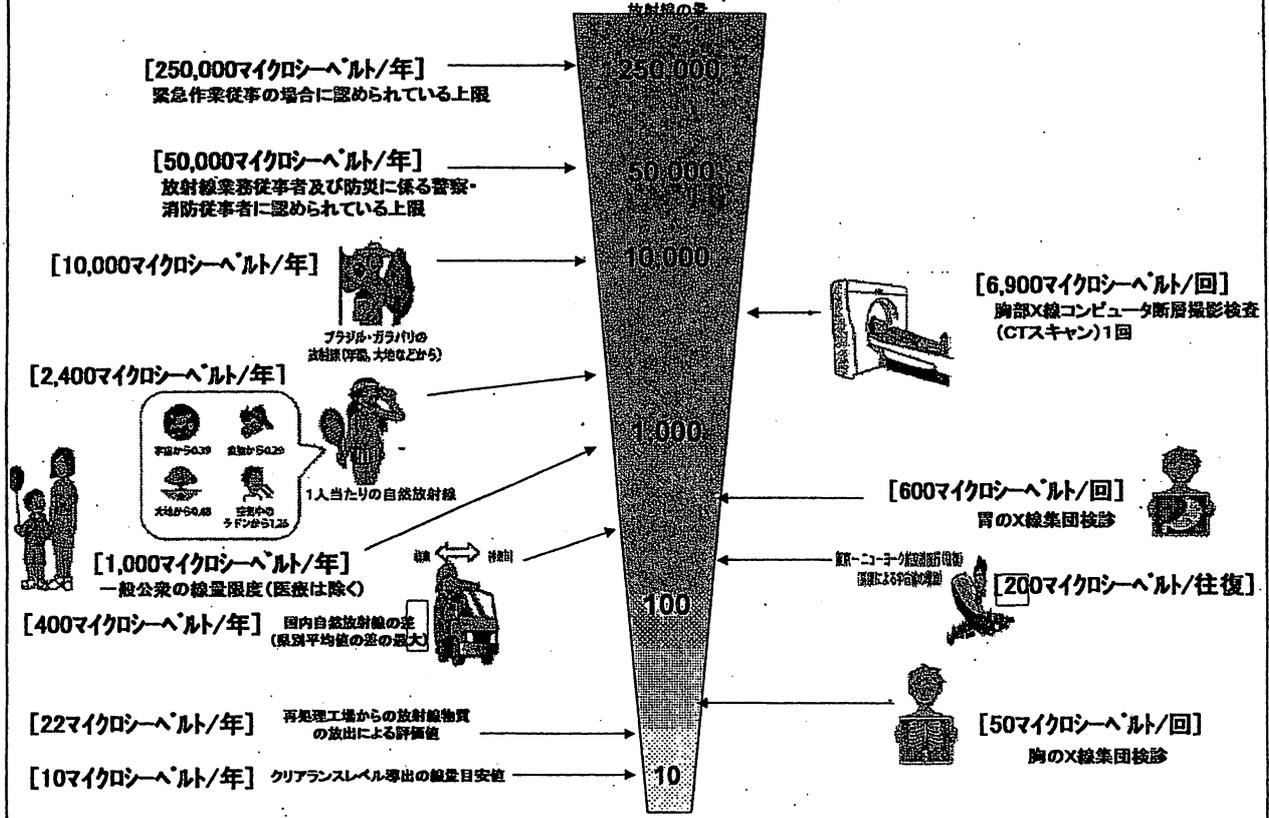
身の回りの放射線



放射線はいろんなところから発しています。私たちは、その放射線を普段から浴びています。それを“自然被ばく”と呼んでいます。

自然被ばく: 年間 2.4ミリシーベルト(世界平均)
(=2,400マイクロシーベルト)

<< 日常生活と放射線 >>



※ Sv【シーベルト】=放射線の種類による生物効果の定数(※) × Gy【グレイ】 ※ X線、γ線では 1

資源エネルギー庁「原子力2002」をもとに文部科学省において作成

県央地域、足柄上地域、西湘地域の空間放射線量測定値

○県央地域、足柄上地域、西湘地域の空間放射線量測定値

・単位: $\mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト毎時)
 ・本データは、 $1\mu\text{Gy/h}$ (マイクログレイ毎時) $=1\mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト毎時)と換算して算出

観測日時	県央地域 (総合防災センター) 【厚木市】	足柄上地域 (足柄上合同庁舎) 【開成町】	西湘地域 (小田原合同庁舎) 【小田原市】
2011/5/24(火) 9時	0.05	0.03	0.04
2011/5/23(月) 13時	0.05	0.03	0.04
2011/5/23(月) 9時	0.05	0.03	0.04
2011/5/20(金) 13時	0.05	0.03	0.04
2011/5/20(金) 9時	0.05	0.03	0.04
2011/5/19(木) 13時	0.04	0.03	0.05
2011/5/19(木) 9時	0.04	0.03	0.05
2011/5/18(水) 13時	0.05	0.03	0.05
2011/5/18(水) 9時	0.05	0.03	0.05
2011/5/17(火) 13時	0.05	0.03	0.05
2011/5/17(火) 9時	0.05	0.03	0.04
2011/5/16(月) 13時	0.05	0.03	0.04
2011/5/16(月) 9時	0.04	0.03	0.04
2011/5/13(金) 13時	0.05	0.03	0.04
2011/5/13(金) 9時	0.05	0.03	0.04
2011/5/12(木) 15時	0.05	0.03	0.04
2011/5/11(水)	-	0.04	0.04

水道水中の放射性物質測定結果

小田原市では、福島第一原子力発電所における放射性物質漏洩事故に伴い、高田浄水場から供給される水道水の放射能の測定を、測定機器を保有する横須賀市上下水道局の協力を得て実施しました。

その結果、放射性物質は不検出であり、高田浄水場が供給する水道水の安全性については問題ありません。

なお、放射能の測定は今後も定期的(週一回程度)に実施し、結果はホームページで公表していきます。

採水場所：高田浄水場	検査項目		
採水日時	セシウム (Cs134)	セシウム (Cs137)	ヨウ素 (I 131)
平成 23 年 5 月 18 日 8 時 30 分	不検出	不検出	不検出
国の指標値 単位 Bq(ベクレル)/kg	合計で 200 未満		300 未満

神奈川県内で生産された食品の放射能濃度について

神奈川県ホームページ：5月20日更新（抜粋）

2011・5・24

採取日	種類(産地)	核種別放射能濃度 [Bq(ベクレル)/kg]		検査機関
		放射性ヨウ素	放射性セシウム	
5月19日	原乳(伊勢原市)	不検出	不検出	県衛生研究所
5月17日	ウメ(生梅)(小田原市)	不検出	8.9	民間分析機関
5月17日	ハウレンソウ(小田原市)	不検出	不検出	民間分析機関
5月17日	コマツナ(相模原市)	不検出	不検出	民間分析機関
5月16日	しいたけ(小田原市)	不検出	22	県衛生研究所
4月4日	ヒジキ(金田漁港:三浦市)	9.48(4/19検査)	不検出(4/19検査)	(独)水産総合研究センター
4月5日	キャベツ(平塚市)	不検出	不検出	民間分析機関
5月11日	牛肉(綾瀬市)		不検出	県衛生研究所
4月7日	豚肉(厚木市)		不検出	県衛生研究所
5月10日	ゴマサバ (小田原漁港:小田原市)	不検出	不検出	(独)水産総合研究センター 中央水産研究所
5月10日	マアジ(小田原漁港:小田原市)	不検出	不検出	(独)水産総合研究センター 中央水産研究所
5月9日	シログチ(イシモチ)(柴漁港:横浜市)	不検出	1.7	(独)水産総合研究センター 中央水産研究所
5月9日	スズキ(柴漁港:横浜市)	不検出	9.3	(独)水産総合研究センター 中央水産研究所
5月7日	シラス(平塚漁港:平塚市)	不検出	不検出	(独)水産総合研究センター 中央水産研究所
4月26日	マサバ(小田原漁港:小田原市)	不検出	1.2	(独)水産総合研究センター

4月26日	ゴマサバ(小田原漁港: 小田原市)	不検出	不検出	中央水産研究所 (独)水産総合研究センター
4月25日	ナマコ(柴漁港:横浜市)	2.9	1.7	中央水産研究所 (独)水産総合研究センター
4月18日	アサリ(横浜市)	44	不検出	中央水産研究所 横浜市実施 (県衛生研究所)
4月11日	マイワシ(小田原漁港: 小田原市)	1.6	1.8	中央水産研究所 (独)水産総合研究センター
3月29日	カタクチイワシ(小田原 漁港:小田原市)	-	不検出	中央水産研究所 (独)水産総合研究センター

採取日	種類(産地)	核種別放射能濃度 [Bq(ベクレル)/kg]				検査機関
		放射性ヨウ素		放射性セシウム		
		1回目	2回目	1回目	2回目	
5月11日	チャ(生葉) (小田原市)	不検出	-	770	780	県衛生研究 所
5月9日	チャ(生葉) (南足柄市)	不検出	不検出	550	570	民間分析機 関
食品衛生法上の暫定規制値		-		500		
5月12日	チャ(荒茶) (南足柄市)	不検出	-	3,000	-	民間分析機 関
食品衛生法上の暫定規制値		暫定規制値無し				

暫定規制値

単位 ベクレル/kg

食品の種類	放射性ヨウ素	放射性セシウム
牛乳・乳製品・水・飲食物	300	200
肉		500
野菜類	2,000	500
魚	2,000	500

「キャンパスおだわら」の開設について

今般、新総合計画が起動する平成23年度を改革の出発点として、だれもが気軽に生涯学習に取り組む機会や市民にとって分かりやすい講座体系を提供するとともに、今後のまちづくりの担い手としての市民力を育成するため、「新しい公共」の創設ともいえる市民が主体となる「(仮称)おだわら生涯学習大学」を4月1日に開設しました。

市民主体で運営することにより、より市民ニーズにあった学習講座の提供を可能とするとともに、学習情報提供や学習相談窓口を一体化した運営により、さらなる生涯学習の推進が実現し、学んだ成果を活かす機会を提供することに繋げていきます。

1 名称の決定について

公募作品(応募総数57人、85作品(うち重複10作品))の中から、平成23年5月20日開催の第1回(仮称)おだわら生涯学習大学運営委員会で決定した。

【名称】 キャンパスおだわら

2 開設イベントについて

広く一般に「キャンパスおだわら」を知っていただき、市民が事業に積極的に参加していただくことで、小田原市全体が学びのキャンパスとなり、まちじゅうが元気になる。その出発点として、キャンパスおだわら開設イベントを開催する。

本イベントは、市民が主体となり、企画・立案したものであり、当日も市民が中心となり運営される。

- (1) 日時 平成23年7月3日(日) 午後1時30分～4時30分
- (2) 場所 生涯学習センターけやき
- (3) 対象 市内外を問わず、お子さんから高齢者まで
- (4) 内容 ガイダンス、名称の発表、市長挨拶、リラックスタイム、記念講演、展示、ミニ体験講座など

3 開設講座について

従来の学習講座等を再編・見直し、受益者負担の明確化等、効率的な事業運営へ転換する。

【行政が企画する講座】(平成23年5月20日現在)

- (1) 文学ナビ「白秋と小田原」
- (2) おだわらのまちづくり講座～小田原ブランド 食育編～
- (3) 小田原の歴史・文化講座「小田原の文化財を知ろう」
- (4) 二宮尊徳に学ぶ生きる知恵「報徳塾」

【市民が企画する講座】(平成23年5月20日現在)

- (1) きらめき☆おだわら塾 夏休みこどもおもしろ学校
(骨盤歪みチェックと姿勢、健康維持 ほか計20講座)
- (2) きらめき☆おだわら塾 後期連続講座
(酒匂川みてあるき ほか計33講座)

北村透谷碑の移転について

小田原城址公園の馬屋曲輪にあった北村透谷碑は、国指定史跡小田原城跡の史跡整備事業に伴い平成22年12月に小田原文学館敷地内に無事移転し、去る5月15日に北村透谷碑移転除幕式実行委員会（委員長井上嘉夫氏）により除幕式を開催いたしました。

なお、除幕式は3月12日に予定していたものが東日本大震災により延期されたものです。

1 北村透谷碑建立・移転の経過

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| 昭和 2年頃 | 尾崎亮司氏、西村隆一氏が透谷碑建立を発起 |
| 昭和 4年7月 | 小峯（大久保神社）に「透谷碑」建立
設計牧雅雄、揮毫島崎藤村 |
| 昭和 8年5月16日 | 「透谷碑除幕式」举行 |
| 昭和29年5月 | 小田原城址公園（馬屋曲輪）に移転 |
| 昭和29年5月15日 | 「北村透谷碑移転除幕式・遺稿伝達式」举行 |
| 平成22年12月 | 小田原文学館に移転 |
| 平成23年5月15日 | 「北村透谷碑移転除幕式・記念講演」举行 |

2 移転後の状況

